

インボイス制度の支援策の一層の強化を求める意見書

令和5年10月から、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が導入された。インボイス制度は、消費税の仕入税額控除において適用される新たな制度であり、企業の取引における透明性を高め、税務処理を明確にすることが目的とされている。しかし、制度導入から1年余りが経過し、小規模事業者等からは、インボイスに係る過大な事務負担とともに、減収や税負担の増による経営状況の悪化等、切実な声が上がっている。

この制度においては、売上が1,000万円以下の事業者には適用されない場合もあるが、その場合でもインボイスを発行しない事業者との取引を行った場合には、仕入税額控除ができないことから、仕入れにかかる消費税を買い手側が負担することになる。これにより、小規模事業者が取引先を選ぶ際に不利益が生じ、特に取引先が大企業である場合、取引の機会を失う可能性があることなど、現行制度がもたらす影響により、特に中小企業や個人事業主にとっては大きな負担となっている現状があり、実態を踏まえた制度の改善や修正を行っていくことが求められる。

また、インボイス制度は、特にフリーランスや個人事業主、地域密着型のビジネスに大きな影響を与え、こうした事業者は課税業者への転換が難しく、制度に適応するための負担が増えるため、業種ごとの特性を踏まえた柔軟な対応が求められる。

ついては、国におかれては、次の事項について適切に対策を講じるよう強く求める。

- 1 インボイス制度の導入に伴う小規模事業者等の負担を軽減するため、D X化等のシステム導入への費用助成及び事務負担の軽減のための支援の拡充並びに相談窓口等の強化を図ること。
- 2 小規模事業者や取引が少ない事業者に対して、一定条件の下、特例措置を設け、インボイス発行の義務を免除すること、又は簡易な手続きで対応できるよう特例措置を拡充すること。
- 3 インボイス発行に関わる税務処理が煩雑であるため、事業者が簡

単に管理できるようなガイドラインやツールを提供するなど、税務処理の簡素化と支援を講じること。

- 4 インボイス制度導入後の制度の運用について、事業者や地域の声を反映させた改善措置を行い、速やかに見直し、柔軟に対応する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年7月1日

京都府精華町議会
議長 岡本 篤

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、デジタル大臣、内閣官房長官、公正取引委員会委員長